

定めようとする命令等の題名

発電用原子炉施設及び試験研究用等原子炉施設の廃止措置計画の審査基準の一部を改正する規程

根拠法令

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和 32 年法律第 166 号）第 43 条の 3 の 2 第 3 項において準用する第 12 条の 6 第 4 項及び第 43 条の 3 の 34 第 3 項において準用する第 12 条の 6 第 4 項等

行政手続法に基づく手続であるか否か

行政手続法に基づく手続（第 39 条第 4 項該当による結果の公示等）である

問合わせ先（所管府省・部局名等）

原子力規制庁原子力規制部 原子力規制企画課
電話番号：03-5114-2109（直通）

命令等の公布日

2025 年 5 月 30 日

結果の公示日

2025 年 5 月 30 日

行政手続法 39 条第 4 項各号のいずれかに該当することにより意見公募手続を実施しないで命令等を定めた場合にはその旨及び理由

本件は、他の法令の改正に伴い必要とされる用語の整理その他軽微な変更であることから、行政手続法（平成 5 年法律第 88 号）第 39 条第 4 項第 8 号に基づく行政手続法施行令（平成 6 年政令第 265 号）第 4 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に該当するため、意見公募手続を行いませんでした。